

社会福祉法人宇和島福祉協会役員及び評議員並びに  
第三者委員、評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇和島福祉協会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに第三者委員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものとする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 理事長については、業務に応じた報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬及び交通費の額は、別表2に定める額とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が法人及び事業所の運營業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、当法人旅費規程に基づき旅費（交通費（鉄道賃、船賃、航空賃、車賃）、日当、宿泊料、食卓料）を支給する。

(報酬等及び出張旅費の支給方法)

第6条 報酬等及び出張旅費の支給時期は、次のとおりとする。

(1) 当月分を翌月25日に支給する。但し、当日が土・日曜日に当たるときは、その日の前で最も近い土・日曜日でない日に支給する。

(2) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月12日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

別表1 理事長の報酬

役 職	役員報酬額
理事長（総合施設長（常勤）を兼務）	月額500,000円
理事長のみ（非常勤）	月額200,000円（上限）

別表2 非常勤役員等の報酬及び交通費

役 職	内 容	報 酬	交通費
評 議 員	評議員会の出席	5,000円	2,200円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	
常務理事	法人及び施設業務、 理事会等のための出勤	150,000円 （上限）	2,200円 （日額）
業務執行理事	法人及び施設業務、 理事会等のための出勤	150,000円 （上限）	2,200円 （日額）
理 事	理事会の出席	5,000円	2,200円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	
監 事	理事会の出席	5,000円	2,200円
	監事監査等の出席	8,000円	
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円	
第三者委員	・ 苦情解決に関する会議の出席 上記の他、相談等で苦情解決に関する業務 のための出勤	5,000円	2,200円
評議員 選任・解任委員	・ 評議員選任・解任委員会の出席（評議員 の任期満了に伴う評議員の選任及び解任）	5,000円	2,200円

令和元年9月1日 改定

令和元年12月1日 改定

令和3年4月1日 改定